

〈農地の相続等の届出のお願い〉

**農地の所有者が
亡くなられたときは・・・**

農地を相続したん
だけど、どうした
らいいの？



**新たな所有者の
届出をお願いします**
(届出書の様式は別紙のとおりです)

届出は、入善町役場 税務課窓口で・・・
相続人代表者指定届等の手続の際にあわせてお願いします

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会
がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

※詳しくは入善町農業委員会までお問い合わせ下さい。

入善町農業委員会事務局
電話 0765-72-1100(内線314・315)

また、相続した方が地元を離れるなど、自分では耕作ができない場
合には、入善町農業公社で農地の管理についてのご相談や、地元で
借り手を探すなどのお手伝いをしております。

(公財)入善町農業公社
〒939-0626 入善町入膳3489-1 電話 0765-74-9370